

くすりと健康のはなし

## 薬包紙

第48回

一般社団法人岐阜県薬剤師会  
医薬品委員会 一般用医薬品グループ委員

市川昌規

今年は4年に1度の夏季オリンピック大会、パラリンピック大会がブラジルのリオデジャネイロで開催されます。開催日が近づくにつれ、代表選手が続々決まり、皆さんのオリンピック熱も高まってきているのではと思います。

ところが、今年の3月上旬、あるニュースが報じられました。ロシアの有名なテニスプレーヤーから、禁止物質が検出され、ドーピング違反になったというものです。皆さんはこのニュースを聞いてどう感じましたか？ なかにはドーピングが良くないことは知っているが、日本人でドーピング違反をする選手はいないよーと思われた方もいるかもしれません。実はそこにドーピングの落とし穴があるのです。残念ながら、日本人選手でもドーピング違反で処分されるケースがあります。

たとえば、昨年、日本代表のあるバレーの選手が、医師から処方された喘息薬の中に禁止物質が含まれていてドーピング違反となりました。つまり、競技

## スポーツとくすり

能力を上げようと故意に薬を使うのはもちろん駄目ですが、故意でなくとも競技能力に影響があつて禁止されている薬剤を許可なく使うと、ドーピング違反になってしまうのです。ただ、ドーピング違反となるものは医師から処方された薬だけでなく、薬局やドラッグストアなどで扱う市販薬や漢方薬、さらに塗り薬等の外用薬にまで広範囲に含まれている可能性があります。とは言え、必要な薬まで止めることは、逆に健康を損なう恐れがあります。

そこで、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）と日本薬剤師会は、共同で『スポーツファーマシスト』という資格を創設しました。アンチドーピングの知識、情報を持ちアドバイスできる薬の専門家として、全国で6700人以上の薬剤師が認定されており、クリーンなスポーツ、アスリートの育成などを目指し活動しています。詳しくは日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のホームページに掲載されています。